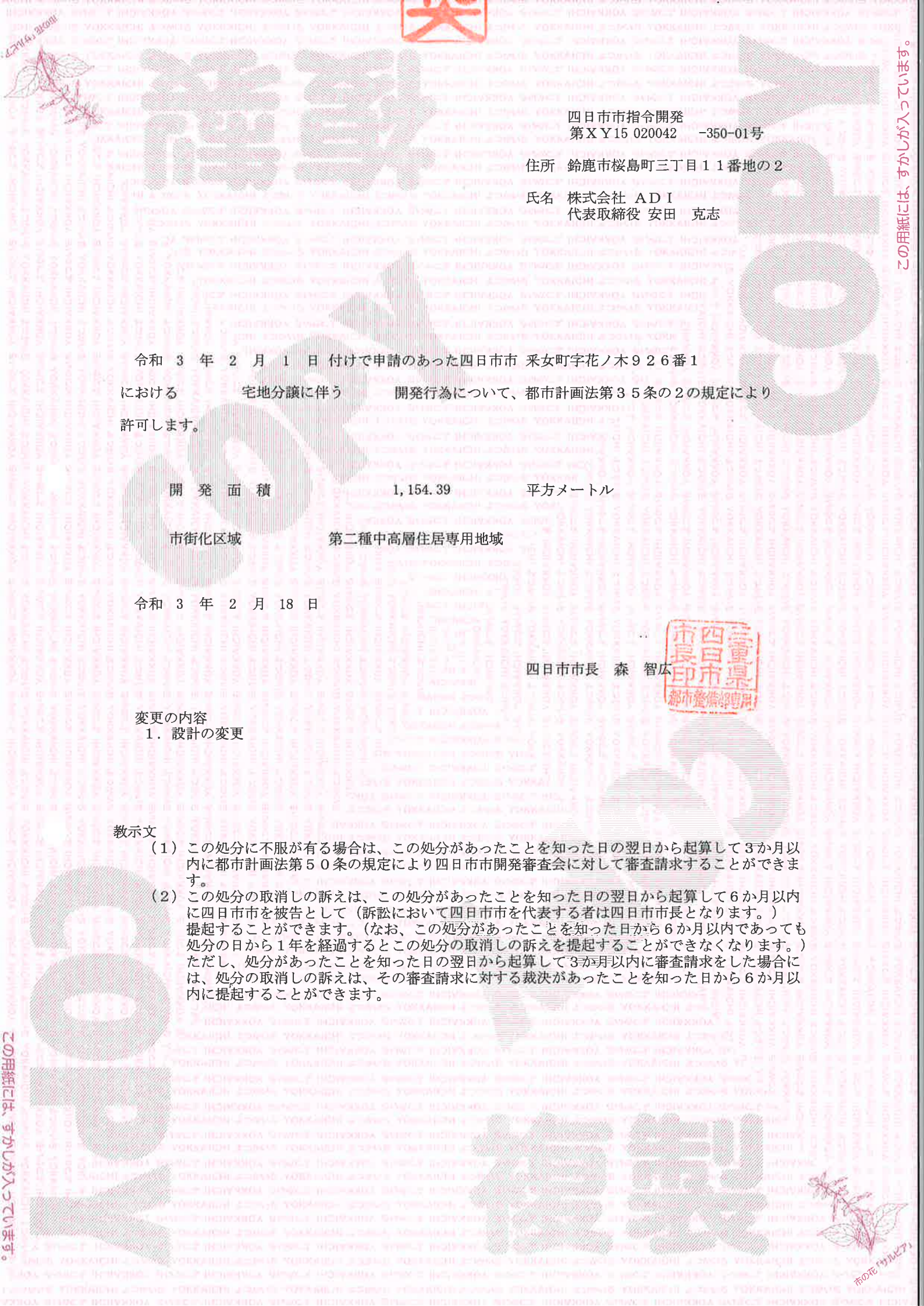




この用紙には、すかしが入っています。

四日市市指令開発
第X Y 15 020042 -350-01号

住所 鈴鹿市桜島町三丁目1番地の2
氏名 株式会社 ADI
代表取締役 安田 克志

令和 3 年 2 月 1 日 付けで申請のあった四日市市 采女町字花ノ木926番1
における 宅地分譲に伴う 開発行為について、都市計画法第35条の2の規定により
許可します。

開 発 面 積 1,154.39 平方メートル
市街化区域 第二種中高層住居専用地域

令和 3 年 2 月 18 日

四日市市長 森 智広



変更の内容
1. 設計の変更

教示文

- (1) この処分に不服が有る場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に都市計画法第50条の規定により四日市市開発審査会に対して審査請求することができます。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。

この用紙には、すかしが入っています。



市の花（市花）